

鳥取縣公報

訓令

鳥取縣訓令甲第二十二号

市町村長

所管土木出張所を経由する文書は、特に規定があるもの外、次のように定める。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。
大正十五年六月鳥取縣訓令甲第二十二号は、これを廃止する。

右訓令する。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、道路法第二十四條の規定によるもの
- 二、河川法第十七條及び第十八條の規定によるもの
- 三、上下水道の工事に關するもの

昭和二十三年十月二十二日 金曜日
第千九百五十四号

- 四、土木工事取締規則の規定によるもの
 - 五、行政財産並びに普通財産の使用、産物採取、用途変更、廃止に關するもの
 - 六、砂防指定地取締規則の規定によるもの
 - 七、発電事業法の水利に關するもの
 - 八、臨時建築制限規則の規定によるもの
 - 九、市街地建築物法の規定によるもの
- 但し、第八項及び第九項については、当分の間、鳥取土木出張所及び郡家土木出張所は、これを除く。

告示

鳥取縣告示第五百三十号

家畜傳染病予防法第七條の規定によつて次の日程により種鶏にたいし雛白痢検査を施行する。

00104

昭和二十三年十月二十二日 鳥取縣知事 西尾愛治

記

月日	第一班	第二班	第三班
〇七	西伯郡春日村		
九八	東伯郡下北條村		
一五	西伯郡波村		
一六	同 大篠津村		
一八	同 崎津村		
一九	同 彦名村	東伯郡西郷村	
二〇	米子市久米町	同 社村	
二一	同 桃博勞町	同 三朝村	
二二	同 久米町	八頭郡丹比村	東伯郡由良町
二三		同 智頭町	同 大誠村
二四		同 佐治村	同 灘手村
二五		氣高郡豊美村	同 下郷村
二六		岩美郡米里村	同 南谷村

〇鳥取縣告示第五百三十一号

二七	同 東村	東伯郡高城村
二八	同 浦富町	氣高郡中郷村
二九	氣高郡末恒村	東伯郡泊村
三〇	八頭郡大伊村	氣高郡逢坂村
三一	氣高郡勝谷村	同 實木村
一	鳥取市(岩倉)	岩美郡福部村
二	同 藥師町	
三	同 行徳	
四	岩美郡大岩村	
九	東伯郡八橋町	
一〇	同 高麗村	
一一	西伯郡所子村	
一二	同 光徳村	
一五	東伯郡長瀬村	
一六		
一七	同 西郷村	

00105

兒童福祉法第七十條により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十三年十月二十二日 鳥取縣知事 西尾愛治

施設の經營主体	施設名	施設の長氏名	所在地	定員
保育所 私立	久松保育園	村江茂枝	鳥取市東町八〇	二二〇

〇鳥取縣告示第五百三十二号

昭和二十三年九月三十日迄に鳥取縣から交付した健康保険被保険者証で第一面に檢認の標示及び縣印のないものは、昭和二十三年十一月一日から無効とする。

昭和二十三年十月二十二日 鳥取縣知事 西尾愛治

〇鳥取縣告示第五百三十三号

大正十五年六月鳥取縣告示第百六十三号土木出張所設置規程を次のように改める。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

土木出張所設置規程

第一條 次に掲げる事務を掌理させるため、土木出張所を置く。

- 一、國道及び府縣道の管理並びに工事に関する事項
 - 二、市道、町村道の監督に関する事項
 - 三、施行河川、準用河川及び縣費支弁の河川、港灣の管理並びに工事に関する事項
 - 四、砂防の管理並びに工事に関する事項
 - 五、建築統制事務に関する事項
- 但し、当分の間鳥取土木出張所及び郡家土木出張所は、これを除く。
- 六、縣費補助に係る土木工事に關する事項
 - 七、市町村、その他公共團體又は私人の起業に係る土木工事に關する事項
 - 八、行政財産並びに普通財産の使用、収益に關する事項
 - 九、前各号の外、特に命じた事項

00106

第二條 土木出張所の名称、位置及び管轄区域は次の通りとする。

名称	位置	管轄区域
鳥取土木出張所	鳥取市東町	鳥取市、岩美郡、氣高郡一円
那家同	八頭郡賀茂村	八頭郡一円
倉吉同	東伯郡倉吉町	東伯郡一円
米子同	米子市東町	米子市、西伯郡一円
根雨同	日野郡根雨町	日野郡一円

附 則

この規程は、公布の日から、これを施行する。
大正十五年六月鳥取縣告示第百六十三号土木出張所設置規程は、これを廢止する。

◇鳥取縣告示第五百三十四号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準の一部を次のように改め、昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

昭和二十三年十月二十二日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「第三」を次のように改める。

第三、医療のため支出する費用は左による。
一点單價については社会保険診療報酬算定協議会において決定した國民健康保険診療報酬の標準額による。
点数については昭和十八年二月厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表診療報酬点数表」による。但し算定方法に規定のないものについてはその実費とする。

◇鳥取縣告示第五百三十六号

農林水産業調査員を次のように任免した

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者	解任者	職務執行の区域	任免年月日
西垣英太郎	西尾 武胤	鳥取市	昭和二十三年九月二十五日
滝山 賀光	西垣 義昭	岩美郡小田村	同 九月一日

00107

山本 次郎	田中 好昭	同	同
奥田 仁	田中 忠眠	同	同
漆原 淳一	漆原 直幹	八頭郡西郷村	同 九月十日
谷口 好徳	谷口 兵市	同	同
山根 玉藏	森岡 武治	同若櫻町	同 十三日
山根國次郎	森岡 万藏	同	同
青木 壽男	青木 幸一	同山郷村	同 八月二十五日
声高 保知	早瀬 俊男	同	同
藤原 幾治	川田 毅一	同	同
中澤喜八郎	中澤万亀男	同	同
橋本安太郎	横川 光作	同	同
田中亀代治	福井 一実	同池田村	同 九月六日
山根 幸治	山根 節雄	同	同
吉田 勉	坂口作太郎	同	同
石黒 正	田中 衛敏	同	同
中口 且治	中石 精一	同	同
山本 茂美	山本勘十郎	同	同
中田 勳	永原 進	同	同
表 憲一	河村 一夫	同	同
高田 和光	藤原 惣次	同	同
巖 勇造	寺口 龍藏	同	同
清水 展昭	木池谷信治	同	同
平家 弘明	平家 守雄	同	同
岩本 浩	岩山 瑛	東伯郡小鹿村	同 二十八日
谷川 友幸	谷川 昭美	同旭村	同 四日
田中 博文	浜尾 定藏	同由良町	同 二十三日
道田 一郎	古徳マイ子	西伯郡外江町	同 八月二十日
松本 重善	関本 政高	同	同
三宅 幸治	遠藤 玉枝	同	同
極野 俊春	高梨 俊	同	同
原 令治	遠藤 幸子	同	同
浜田 一男	松本 幸治	同	同
遠藤 克賀	浜田智恵子	同	同
景川 盛徳	竹内 保雄	同	同
田子 一二	伴藤 治一	同大國村	同 五日
瀬尾 英信	前田 寛一	同	同

